

国官会第 2 1 4 6 号
国 地 契 第 3 1 号
平成 2 2 年 3 月 1 9 日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

平成 2 2 年度及び平成 2 3 年度の工事に対する
政府調達に関する協定の適用について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（平成 2 2 年 1 月 2 5 日財務省告示第 2 7 号）が告示され、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の適用額が定められたことを受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の各号に掲げる通知の規定中「7 億 9 千万円」を「6 億 9 千万円」に改める。

- 一 「一般競争入札方式の実施について」（平成 6 年 6 月 2 1 日付け建設省厚発第 2 6 0 号）記 1
- 二 「一般競争入札方式の拡大について」（平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 0 号）記 1（1）及び（3）
- 三 「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日付け国官会第 1 0 3 2 号、国地契第 6 5 号）記 2

附則

この通達による改正後の各規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に契約を締結する工事に適用する。